



2023年3月31日

「環境方針」「人権方針」「調達に関する取組方針」の制定

～地域を率先するサステナビリティ経営推進に向けて～

株式会社千葉興業銀行(頭取 梅田 仁司)は、「環境方針」「人権方針」「調達に関する取組方針」制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

環境保全や人権尊重をはじめとしたSDGsに対する関心の高まりに合わせ、当行グループは地域社会の持続的な発展・繁栄に向けた取組みを行っております。

当行グループは企業理念に基づき役職員全員が行動するための指針である「千葉興業銀行グループ行動憲章」を制定し、本行動憲章において「サステナブルな環境・社会の構築に向け地域社会とともに主体的に取り組むこと」、「人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げること」を定めております。

今般、本行動憲章のもと、より環境問題・人権問題へ積極的に取り組むために「環境方針」および「人権方針」を制定いたしました。また、ステークホルダーのみなさまと社会的課題解決へ取り組み、持続可能な社会をめざす姿勢を明確化するため、「調達に関する取組方針」を制定いたしました。

当行グループは、この3つの方針を明文化することにより、グループ一体でのサステナビリティ経営を推進していくとともに、引き続き地域とともにサステナビリティな社会が実現できるよう努めてまいります。

《制定する方針について》

名 称	要 旨
環境方針	環境問題の解決に資する取組みを推進し、サステナブルな環境・社会の構築に向け地域社会とともに主体的に行動いたします。 URL : https://www.chibakogyo-bank.co.jp/csr/policies/environment
人権方針	地域経済を支える一員として、社会課題の解決に資する取組みを一層推進し、人権の尊重に溢れた企業風土を築き上げるとともに、ステークホルダーとともに人権を尊重する社会づくりをめざします。 URL : https://www.chibakogyo-bank.co.jp/csr/policies/human_rights
調達に関する取組方針	当行グループの環境方針、人権方針に基づき、責任ある調達活動を行うための具体的な行動を示しております。 URL : https://www.chibakogyo-bank.co.jp/csr/policies/purchase

※詳細は別添をご覧ください。

以上

環境方針

(目的・基本的な考え方)

第1条 千葉興業銀行グループ（以下、当行グループという。）は、地域経済を支える一員として、環境課題の解決に資する取組みを一層推進し、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。この環境方針は「千葉興業銀行グループ 行動憲章」を踏まえ、サステナブルな環境・社会の構築に向け地域社会とともに主体的に行動することを定めます。本方針は、株式会社千葉興業銀行（以下、当行という。）をはじめ、当行の有価証券報告書等に記載する連結子会社（以下、当行グループ会社という。）に適用するものとします。

(ガバナンス・マネジメント体制)

第2条 当行グループは、環境に関連する法令の遵守にとどまらず、持続可能な社会の実現に資する国内外のイニシアティブを支持し、国内の枠組みと調和した取組みを推進します。

また、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込み適切なマネジメントに努め、持続可能な社会の実現に向けた着実な取組み推進のための体制を整えます。

適正なガバナンス体制構築のため、この環境方針の遵守と着実な推進のため役職員への啓発に努めます。

環境に関する取組みについて適切かつ積極的な情報開示を行い透明性の確保に努めます。

(事業活動を通じた取組み)

第3条 当行グループは、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、お客さま等の環境への取組みを促進する金融商品やサービスの開発・提供を積極的に行うことで、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めます。

また、環境に配慮した投融資の取組方針を策定し、必要に応じて内容の見直しを行います。

(当行グループの環境負荷低減に向けた取組み)

第4条 当行グループは、自らの事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、汚染の防止・予防、グリーン調達等に取組み、環境負荷低減に努めます。

(ステークホルダーエンゲージメント)

第5条 当行グループは、お客さま、サプライヤー、地域社会、地方自治体等、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを重視し、連携や協働を進めます。

(環境課題への取組み)

第6条 環境問題は多様化・複雑化し、地球規模での最も重要な課題のひとつです。私たちの経済・産業・社会は自然資本と生態系から享受する様々な便益に支えられており、それらに影響を与える環境問題への取組みは持続可能な社会の実現に向けての責務と認識し、下記の通り取り組んでまいります。

■気候変動への取組姿勢

当行グループは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる重要な環境課題の1つであると認識しております。一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、当行グループにとって、新たな事業機会をもたらすものであると考えております。

以上を踏まえ、当行グループは脱炭素社会の実現や気候変動に対して強靱な社会の構築に向けて以下の取り組みを行います。

- ・ お客さまごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメントを積極的に行うと同時に、お客さまの気候変動対策、脱炭素への移行を支援するための金融商品・サービスを積極的に開発・提供します。
- ・ 気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD提言のフレームワークを活用し、成長機会の取り込みやリスク管理を強化するとともに、進捗状況について透明性ある情報開示を行います。

(本方針の改廃等)

第7条 本方針の改廃は、取締役会決議によりますが、組織、呼称等の変更に伴う修正等で、本方針内容の実質的な変更を伴わないものは、経営企画部長の決裁で行うことができます。

(実施日)

第8条 本基本方針は、2023年3月31日から実施。

以上

人権方針

(目的・基本的な考え方)

第1条 千葉興業銀行グループ（以下、当行グループという。）は、地域経済を支える一員として、社会課題の解決に資する取組みを一層推進し、地域の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献してまいります。この人権方針は「千葉興業銀行グループ 行動憲章」を踏まえ、人権の尊重に溢れた企業風土を築き上げるとともに、ステークホルダーとともに人権を尊重する社会づくりを目指して行動することを定めます。本方針は、株式会社千葉興業銀行（以下、当行という。）をはじめ、当行の有価証券報告書等に記載する連結子会社（以下、当行グループ会社という。）に適用するものとします。

(国際的な基準等の尊重)

第2条 当行グループは、事業活動を行う地域で適用される法律を遵守し、国際的な人権に関する基準として、以下の宣言・原則等を基本として人権を尊重してまいります。

- ・世界人権宣言
- ・ビジネスと人権に関する指導原則
- ・労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言

(ガバナンス・マネジメント体制)

第3条 当行グループは、人権の尊重について着実な取組み推進のため体制を整え、この人権方針の遵守と着実な推進のため役職員への啓発に努めます。

また、人権に関する取組みについて適切かつ積極的な情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

(役職員の人権について)

第4条 当行グループは、全役職員の尊厳と基本的人権を尊重し、全役職員が安全で働きやすい職場を責任持って提供することを最優先に考えます。

そのため、性別、国籍、出身地、人種、年齢、民族、宗教、政治的信条、労働組合への加盟有無、障がいの有無、性的指向、性自認、社会的身分、妊娠、婚姻関係、健康状態等を含め、いかなる理由をもってしても差別やハラスメントを容認しません。

全役職員が心身ともに「健康」であることが必要不可欠であると考えており、役職員の健康保持・増進に努めます。

また、どの行員に対しても平等に働く機会を与え、多様な「学び」と「挑戦」の機会を提供します。

より良い労働環境を築くために役職員が相談できる窓口を設置し、役職員との対話を通して役職員が抱える問題や苦情への対応にあたり、公平性を維持しながら役職員の権利を守る態勢を整えるべく、あらゆる努力を続けます。

当行グループは、人権啓発推進委員会を設置し、自他の権利の尊重について役職員一人ひとりの人権意識を高め、能力強化に取り組みます。

(お客さまに対して)

第5条 当行グループは、事業活動を通して人権に対する負の影響を与える、もしくはそれに関係する可能性があることを認識しております。必要に応じ当行グループの持つ影響力を行使し、防止または軽減できるよう努めてまいります。

また、お客さまとともに人権課題の解決に努め、人権を尊重しあえる関係性を築いてまいります。

(サプライヤーに対して)

第6条 当行グループの事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーの協力により支えられています。

当行グループは「調達に関する取組方針」を定め、社会・環境配慮の観点から調達に関する基本的な考え方とサプライヤーとの協働を明確化し、社会面では人権尊重した購買活動を実践できるようサプライヤーに協力を求めてまいります。

(本方針の改廃等)

第7条 本方針の改廃は、取締役会決議によりますが、組織、呼称等の変更に伴う修正等で、本方針内容の実質的な変更を伴わないものは、経営企画部長の決裁で行うことができます。

(実施日)

第8条 本基本方針は、2023年3月31日から実施。

以上

調達に関する取組方針

(目的)

第1条 千葉興業銀行グループ（以下、当行グループという。）の事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーの協力により支えられています。

この調達に関する取組方針は、基本姿勢および当行グループの人権方針、環境方針に基づき、責任ある調達活動を行うための具体的な行動を示すものとして定めます。本方針は、株式会社千葉興業銀行（以下、当行という。）をはじめ、当行の有価証券報告書等に記載する連結子会社（以下、当行グループ会社という。）に適用するものとします。

(調達活動における基本的な考え方)

第2条 当行グループは、責任ある調達活動と調達の最適化を進めることで、企業価値の向上を図るとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

〈サプライヤーの公平・公正な決定〉

- ・ 当行グループは、品質、サービス内容などの利便性、価格、信頼性、法令等の遵守状況、情報管理体制、人権の尊重、環境 への配慮の取り組み等を踏まえ、公平・公正にサプライヤーを決定します。

〈法令・社会的規範の遵守〉

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、高い倫理観に基づいた調達活動を行います。

〈人権の尊重・環境への配慮〉

- ・ 調達活動における人権の尊重と、環境負荷低減に取り組んでまいります。
- ・ サプライヤーに対しても、事業活動における人権の尊重や環境への配慮を促すよう努めます。

(サプライヤーとの協働)

第3条 社会・環境に配慮した調達活動をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに対して以下の協力を求め、協働して取り組みを推進します。

〈人権の尊重〉

- ・ 従業員の基本的人権を尊重し、安全で働きやすい職場を提供すること
- ・ 差別待遇、児童労働や強制労働を行わないこと
- ・ 法令に基づき自由に結社するまたは結社しない権利や団体交渉の権利を尊重すること
- ・ 多様な人材の成長と活躍の実現に向け、ダイバーシティを推進すること
- ・ 差別・ハラスメントの撲滅に積極的に取り組むこと

〈環境への配慮〉

- ・ 資源やエネルギーの使用を抑制すること
- ・ 低炭素・脱炭素エネルギーの使用や温室効果ガスの削減に取り組むこと
- ・ 廃棄物の削減や、再利用・再生使用により資源を有効に利用すること
- ・ 環境や人に影響を与える物質の使用や排出を抑制すること
- ・ 森林などの天然資源を枯渇しないように利用すること
- ・ 生物多様性や生態系への影響がある原材料等の使用を行わないこと

(本方針の改廃等)

第4条 本方針の改廃は、取締役会決議によりますが、組織、呼称等の変更に伴う修正等で、本方針内容の実質的な変更を伴わないものは、経営企画部長の決裁で行うことができるものとしてします。

(実施日)

第5条 本基本方針は、2023年3月31日から実施。

以上